諮問番号:諮問第206号

答申番号: 答申第 206 号

答申書

第1 審査会の結論

北九州市小倉南福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく次の表に掲げる保護変更決定処 分のうち本件処分1及び本件処分3(以下「本件各処分」と総称する。)に係る各審査請求(以下「本件各審査請求」と総称する。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断 は、妥当である。

| 処分の名称 | 処分の略称 |
|---------------------|-------|
| 令和2年7月28日付け保護変更決定処分 | 本件処分1 |
| 令和2年7月30日付け保護変更決定処分 | 本件処分2 |
| 令和2年8月7日付け保護変更決定処分 | 本件処分3 |

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

第1の表に掲げる各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりで ある。

(1) 令和 2 年 8 月 6 日に担当ケースワーカーに変更理由を電話にて確認すると入院期間が 1 か月を超えたのでとの回答があり、同年 7 月 1 日午後入院 7 月 29 日午前退院した旨を告げると「みなし 1 か月だ」と言われた。

また、担当ケースワーカーは笑いながら 10 万円払ってくれるなら取り消しますよとの発言あり。

その後電話があり政府からの特別給付金を私がもらっていないことを調べ受け取るようにしつこく言われる(支給締め切り同年8月30日)。

(2) 担当ケースワーカーの発言が二転三転したので自分なりに調べて、入院期間が1 か月を超えた場合毎月の生活保護の支給金が入院日の翌月から入院基準に変更になりますとの文言を見つけたので確認するために同年8月24日に病院の帰りに区役 所に寄ったが不在だった。

- (3) 同年 10 月 15 日にアポをとり担当ケースワーカーに質疑を行うも当日回答なし。
- (4) 同月 19 日担当ケースワーカーより文書にて回答有るも前回の話と違う内容になっていた。(「病院から2か月の入院予定との文書を頂いたのでその書類を優先した」) この内容について同月 26 日国立小倉医療センター事務の職員に事実確認をとると市から確認があったので同年7月 17 日付けで入院1か月予定との文書を送りましたと回答あり、またその書類は県から要望があれば県に送ることは可能ですとのこと、私は閲覧のみ。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人が令和2年7月1日に入院したことを受け、入院先の医療機関から受領した医療要否意見書にて入院期間が1か月であることを確認した上で、嘱託医の意見を得るといった手続を経て本件処分1を行っており、違法又は不当な点はない。

また、処分庁は、審査請求人が同月 29 日に退院したことを受け、審査請求人の基準 生活費の算定を居宅基準に戻した上で、これにより生じた追加支給額及び過払金(本 件処分1に係る戻入金)を保護費の算定に反映させるという本件処分3を行ったもの であり、違法又は不当な点はない。

よって、本件処分1及び3に係る審査請求について理由がないので、棄却されるべきである。なお、本件処分2に係る審査請求は不適法であり、却下するため諮問は行わない。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分1について

入院患者日用品費については、病院に1か月以上入院する者について算定するとされている。

そして、入院患者日用品費をいつから算定するかに関し、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合(中略)は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。」とされるとともに、「月の中途(月の2日以降)で入院した者である場合は、入院患者日用品費は、入院日の属する月の翌月の初日から計上される」とされている。

このことからすれば、月の初日に入院した場合の入院患者日用品費の計上時期をいつとするかについて明示した通知はないといえるが、月の2日以降の入院について翌月初日から入院患者日用品費を計上すると明示されていることからすれば、少なくとも、月の初日の入院については、翌月初日から計上するものではないことが示されているものと解される。そして、月の初日の入院について、翌月以外の月からの算定をするとすれば、入院日の属する月の初日から算定すべきものと解される。

また、「生活保護手帳別冊問答集」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7の29の答の(1)では、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていた場合は、入院期間が結果的に1か月未満となったとしても、一旦認定した入院患者日用品費の額の計上を取り消すことなく認定するという考え方が示されている。

本件において、審査請求人は令和2年7月1日に入院し、医療要否意見書において 入院期間が1か月と見込まれており、北九州市小倉南福祉事務所の嘱託医の意見とし てその治療を必要と認める旨の記載がある。したがって、審査請求人の入院日から入 院患者日用品費は計上され、入院期間が1か月未満であっても、その計上を取り消す 必要はないものと認められる。

また、入院患者日用品費の計上による保護費の過払金の算定に誤りはない。

したがって、処分庁は、審査請求人の保護費の算定において、入院期間が1か月であることを医療要否意見書の記載事項から確認し、嘱託医の意見を得るという慎重な手続を経た上で、令和2年7月1日を保護の変更時期として居宅基準から入院患者日用品費に変更する本件処分1を行っており、このことに違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分2について

本件処分2は、令和2年9月1日を保護の変更時期として、本件処分1により生じた過払金109,720円のうち10,972円を収入充当額とするものであるところ、処分庁は、同日を保護の変更時期として本件処分3を行っており、これにより、本件処分2の効力は遡及して消滅したものと認められる。

したがって、本件処分2は本件処分3により変更されたものといえるので、現在、 審査請求人において本件処分2の取消しを求める法律上の利益は失われたものという べきである。

(3) 本件処分3について

審査請求人は令和2年7月29日に退院しており、処分庁は、同月30日を保護の変更時期として入院患者日用品費から居宅基準に変更し、同年7月分保護費3,539円及び同年8月分保護費54,860円の合計58,399円が追加支給額となったことが認められる。

また、処分庁は、同年9月1日を保護の変更時期として、過払金109,720円のうち69,720円を収入充当した上で、同年9月分保護費として110,519円を支給しており、その算定に誤りは認められない。

したがって、処分庁が、審査請求人を居宅基準に戻し、そのことにより生じた追加 支給額及び過払金の変更について反映させたうえで保護費の算定を行った本件処分3 について、違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件処分2に係る審査請求については、不適法であるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定に基づき却下されるべきであり、本件処分1及び本件処分3に係る審査請求については理由がないので、同法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年4月19日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年7月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

(1) 本件処分1について

「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省告示第 158 号)別表第 1 第 3 章の 1 (2)では、病院又は診療所に 1 か月以上入院する者の基準生活費については、入院患者日用品費を算定するとしている。また、問答集問 7 の 29 の答の(1)によれば、当初入院期間が 1 か月以上になることが見込まれていた場合、入院期間が結果的に 1 か月未満となったとしても、一旦認定した入院患者日用品費の額の計上を取り消すことなく認定するとされている。

本件についてこれをみると、処分庁は、入院先の医療機関から受領した医療要否意 見書により審査請求人の入院期間が1か月であること確認し、嘱託医の意見を得ると いう慎重な手続きを経た上で、審査請求人の基準生活費について居宅基準から入院患者日用品費に変更するという本件処分1を行っており、このことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分3について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省社発第246号厚生省社会局長通知)第7の2の(3)のキによれば、入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院した場合は、入院患者日用品費は退院の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割り計算により行うとされている。

本件についてこれをみると、処分庁は、審査請求人が令和2年7月29日に退院したことを受け、同月30日を保護の変更時期として、審査請求人の基準生活費を入院患者日用品費から居宅基準に変更した上で、それにより生じた追加支給額及び本件処分1に係る戻入金の一部を保護費の算定に反映させるという本件処分3を行ったものであり、このことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な 点は認められず、本件各審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。 加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して は弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員岡本博志

委員 牛島 加代

委 員 小 山 雅千子